## 西村あさひ法律事務所

バングラデシュ:会社法等の最新投資法制の基礎(第5回) 株式及び資本金(2)

アジアニューズレター

2022 年 4 月 25 日号

執筆者:

E-mail < 件 真範

#### 1. はじめに

連載第4回に引き続き、株式及び資本金について解説致します」。

#### 2. 株式及び資本金(承前)

#### (1) 株式の発行

a. 会社設立時の株式発行手続

会社設立時の株式発行手続の概要は、連載第 2 回に記載の会社の設立手続の通りです。なお、外国企業(非居住者)が会社を設立する場合、設立時に発行される株式に係る払込金は、新会社名義の設立前口座に海外から送金することが必要です。これに対して、居住者に対して株式を発行する場合には、定款等に別途定める場合を除き、当該株式については、会社の設立後いつでも払込金の支払いを行うことができます。

#### b. 増資時の株式発行手続

会社法上、原則として、取締役会は、株式を発行し、増資を行う権限を有します。株式発行に関する主な手続の概要は、以下の通りです。

- (i) 取締役会を開催し、株式の発行による増資について協議する。
- (ii) 株主に対して、優先引受権(後記 c 参照)の行使の有無に係る通知を行う。株主が優先引受権を行使しない場合、既存株主から異議がない旨の証明書(No-objection Certificate)を取得する。
- (iii) 株式引受人との交渉結果に基づき、取締役会において、次の事項を決議する。
  - I. 当該株式引受人への割当て
  - II. 株式引受契約書、当該契約の調印、及び当局(RJSC)への届出に関する授権
- (iv) 株式引受契約を締結し、当局への届出様式(Form XV)を作成する。
- (v) 払込金を受領した後、株式の割当てから 60 日以内に、Form XV にて当局届出を行う 2。
- (vi) 株主名簿を更新し、株式の割当てから 90 日以内に株式証書(Share Certificate)を発行する。

#### c. 優先引受権

定款等に別途定める場合を除き、株主は、増資のために新しく株式が発行される場合、当該株式を優先的に引き受ける権利(以下「優先引受権」)を有します。

株主の保有比率に応じて、発行予定の株式に関して引受けの申し入れがなされ、株主が申し入れを拒否するか、15日以内に承諾しない場合、取締役会は、第三者に対して株式を発行することができます。

なお、連載第1回乃至第4回において定義した用語は、本稿においても同じ意味を有するものとします。

<sup>2</sup> 株式割当てに関する当局届出に関する届出期間を徒過した場合、罰金が科せられます。かかる罰金の免責を得るために、会社及びその責任者は、届出期間の延長を求めて裁判所に申立てを行うことが必要になりますので、ご留意下さい。

#### d. 払込み

株式への払込みの方法として、金銭又は現物出資による方法があります。

金銭にて払込みを行う場合、所定の銀行取引により行う必要があり、会社の銀行口座に振り込まれなければなりません。他方、現物出資の場合、個別の事情に応じて、出資できる物等に一定の制限があり得るため、実際に利用する場合には、現地の専門家に相談することが必要です。

#### (2) 株式の譲渡

#### a. 株式譲渡の手続

株式譲渡の手続は、会社法及び定款に従い行われます。通常、株式の譲渡には、会社の取締役会の承認が必要とされます。また、株式の譲渡は、株式譲渡契約に基づき実施され、株式譲渡証書(Form 117)の締結及び株主名簿における名義変更によって完了することになります。株式譲渡に関して、実務上一般的にとられる手続は、以下の通りです。

- (i) 附属定款、契約、許認可等における株式譲渡に係る制限等の有無を確認する。
- (ii) 取締役会に対して、株式譲渡の意向を書面により通知し、株式譲渡に係る条件を記載したレターを既存株主に対して送付する。
- (iii) 株式譲渡に係る制限等に係る手続の履行後、株式の譲渡人及び譲受人は、Transfer Deed 及び株式譲渡証書に署名する。実務上、取締役会の承認後、株式譲渡証書に印紙が貼付される。印紙税は、各株式の額面価額に基づき支払うことが必要とされる。
- (iv) 株式を譲渡しようとする株主(譲渡人)は、Transfer Deed に署名し、必要な書類を RJSC に提出後、譲渡人は、自ら RJSC に出頭し、株式譲渡の真正性を確認するために再署名しなければならない。譲渡人が外国人又は非居者の場合、株式譲渡を証する書類及び宣誓供述書(Affidavit)がバングラデシュ大使館又は高等弁務官にて認証されなければならない。
- (v) 上記各手続が完了した後、株主名簿の名義書換を行う。新しい株主(譲受人)は、株式証書を受け取る権利を有する。

#### b. 株式譲渡の制限等

株式の譲渡の場合、(株式の発行の際に他の株主に優先引受権が認められるのと異なり、)会社法上、当然に他の株主に当該株式を買い取る権利(先買権)が明示的に付与されるものではありません。他方で、先買権は、附属定款に規定されることもあります。この場合、株式の譲渡を希望する株主は、他の既存株主に対して当該先買権の行使の有無を確認しなければならず、当該他の株主が当該株式の買い取りを拒否した場合には、譲渡の実行に先立ち、既存株主から先買権に係る放棄書又は異議がない旨の証明書を取得することが望ましいものと考えられます。

また、附属定款、株主間合意書、合弁契約等において、株式の譲渡を制限する条項又は株式譲渡に係る権利を定める条項が規定されることがあります。例えば、譲渡禁止期間、プット・オプション(株式売却請求権)、コール・オプション(株式買取請求権)、タグ・アロング(共同売却請求権)、ドラッグ・アロング(強制売却請求権)等が含まれます。

なお、1人株主会社(OPC)の株式譲渡については、全ての株式が他の自然人にのみ譲渡する場合に限り認められます。

(次号に続く)

#### NISHIMURA & ASAHI

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、 随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は <u>N&A ニューズレター 配信申込・変更フォーム</u>よりお手続きをお願いいたします。 また、バックナンバーは<u>こちら</u>に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 E-mail ☑

# 西村あさひ法律事務所では現在、国内外に18の拠点を設けています。



## 東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124 Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

#### 名古屋

## 大阪

## 福岡

Tel 052-533-2590 社員 藤井宏樹

社員 井垣太介 廣田雄一郎

Tel 06-6366-3013

廣田雄一郎 臼杵弘宗 伴真範 仁木覚志 Tel 092-717-7300 社員 尾崎恒康

高木謙吾 中川佳宣 舞田靖子

## バンコク

Tel +66-2-126-9100

E-mail info\_bangkok@nishimura.com

共同代表 Chavalit Uttasart

小原英志 Jirapong Sriwat

## ジャカルタ\*1

Walalangi & Partners

Tel +62-21-5080-8600 E-mail info@wplaws.com

執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm Tel +62-21-2933-3617

E-mail info\_jakarta@nishimura.com

パートナー 町田憲昭

## ヤンゴン

Tel +95-1-8382632

E-mail info\_yangon@nishimura.com

代表 湯川雄介 副代表 今泉勇

## 北京

Tel +86-10-8588-8600

E-mail info\_beijing@nishimura.com

首席代表 中島あずさ 代表 志賀正帥

#### 上海

Tel +86-21-5280-3700

E-mail info\_shanghai@nishimura.com

首席代表 野村高志 代表 木下清太 東城聡

## シンガポール

Tel +65-6922-7670

E-mail info\_singapore@nishimura.com

共同代表 山中政人

宇野伸太郎

パートナー 佐藤正孝

煎田勇二

**Ikang Dharyanto** 

ご案内:シンガポール法法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、 シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しており ます。

# Okada Law Firm(香港)\*2

Tel +852-2336-8586

E-mail s.okada@nishimura.com

代表 岡田早織

#### ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP

Tel +1-212-830-1600 E-mail info\_ny@nishimura.com

ニューヨーク事務所執行パートナー

山口勝之

ニューヨーク事務所副統括 清水恵

パートナー Stephen D. Bohrer ニューヨーク事務所パートナー 辰巳郁

浦野祐介

梅田賢

#### ドバイ

Tel +971-4-386-3456

E-mail info\_dubai@nishimura.com

パートナー 森下真生

## フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)69-257-298-800

## デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info\_europe@eml.nishimura.com

共同代表 石川智也

Dominik Kruse

#### ハノイ

Tel +84-24-3946-0870

E-mail info\_vietnam@nishimura.com

代表 平松哲

#### ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432

E-mail info\_vietnam@nishimura.com

代表 大矢和秀

パートナー 今泉勇

Vu Le Bang Ha Hoang Loc

#### 台北

西村朝日台灣法律事務所

Tel +886-2-8729-7900

E-mail info\_taipei@nishimura.com

共同代表 孫櫻倩

張勝傑

\*1 提携事務所 \*2 関連事務所

Last updated: 2022.4